

第7章 生徒指導

1 一人一人を生かす生徒指導

(1) 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

(「生徒指導提要『生徒指導の意義』」文部科学省 平成22年3月)

自己指導能力とは、自己をありのままに認め（自己受容）、自己への深い洞察を加え（自己理解）、これらを基盤に自らの目標を確立していく能力です。また、その目標を達成するため、自発的、自律的に自らの行動を選択・決断し、責任をもって実行する能力をいいます。

自己指導能力を育成するためには、「共感的な人間関係」を築くことが大切です。共感的な人間関係があつてこそ児童生徒の自己受容、自己理解が一層促進されます。また、「自己存在感」をもつことができるように配慮することが重要です。児童生徒が、自分の役割を自覚し、集団の一員として存在感を抱くことができれば、自信や誇りをもって意欲的に物事に取り組むことができます。さらに、「自己決定」の場をできるだけ用意することが重要です。日常生活の様々な場面で、自らの行動を選択・決断し、実行し、責任をとるという経験を通して自己指導能力の育成が図られるからです。

なお、自己指導能力は、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会を通して育まれます。すなわち、授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要になってきます。

その際、問題行動等目前の問題の対応だけに終わることがないようにする必要があります。発達の段階に応じた自己指導能力の育成を図るには、年齢と共に形成される精神性や社会性を考慮し、どの児童生徒にも一定水準の自己指導能力が形成されるよう計画的に生徒指導を行うことが求められます。

他方で、個々の児童生徒の発達状況を踏まえた個別の指導や援助も大切です。足りない部分を補ったり、望ましい部分をさらに伸ばしたりすることが必要だからです。

ア 個性尊重の生徒指導を支える人間観

生徒指導は、個性的な資質能力を伸ばしていくことも重要です。例えば、次のようなことです。

今、目の前にいるAさんは、世界中に一人しかいません。Aさんの代わりとなる人は、

誰一人としていません。一人一人の人間はこのような絶対的な存在、すなわち、かけがえのない存在です。一人一人の児童生徒の存在を重視する人間観に立って、児童生徒の個人的な特徴を大切にすることが個性の尊重です。つまり、「Aさんの興味・関心、適性・能力がこうだから、Aさんの個性を大切にしよう」ということではなく、「Aさんという人間の存在が大事だから、Aさんの個性を大切にしよう」ということです。

イ 児童生徒の自己成長力を信じた関わり

児童生徒は、思春期に差しかかる小学校高学年の頃から保護者や教師の価値観に対して疑問を抱くようになります。そして、「自立したい心」と「依存したい心」の両方をもち、保護者や教師の指示に急に反抗的になることがあります。しかし、大人に対して反抗し批判しつつも、児童生徒は保護者や教師の生き方を見ながら成長していきます。

したがって、教師は「人は必ずよりよい方向へ成長しようという欲求をもった存在である」ということを信じて、児童生徒と関わる必要があります。

(2) 児童生徒との信頼関係づくり

児童生徒は「私の気持ちを理解してほしい」と、心の奥で思っています。その気持ちを捉えることが児童生徒理解の第一歩です。児童生徒の考えや行動を共感的に理解しようとするためには、一人一人の考え方や価値観を認め、言動の背景を捉えて、それを受容的に受け止める必要があります。そのためには、普段から児童生徒との触れ合いを大切にし、信頼関係をつくり、児童生徒が周りから受け入れられ認められていると実感できるようにしなくてはなりません。その中で、児童生徒が素直に自分の気持ちを話せるような温かい雰囲気づくりに努めていきます。

ア 児童生徒の理解を深めるための基本的姿勢

- (ア) 受容（児童生徒一人一人を分け隔てなく、ありのまま受け止める姿勢）
- (イ) 共感的理解（児童生徒の感情をあたかも自分のことであるかのように受け止める姿勢）
- (ウ) 自己一致（教師自身が自分を飾ったり繕ったりしないで、自分の考えや感情を誠実に児童生徒に伝える姿勢）

イ 児童生徒理解の方法

児童生徒の内に秘めている可能性を捉え、どこを伸ばすように指導・援助すればよいかを考えるために、様々な角度から、様々な方法で児童生徒を理解するように努めます。基礎資料としては、指導要録や家庭環境等についての資料があります。方法としては、次のようなものがあります。

- (ア) 観察法（具体的な言動の観察）
- (イ) 面接法（個別カウンセリング、グループカウンセリング）
- (ウ) 検査法（知能検査、性格検査、適性検査等）
- (エ) 質問紙等による方法（選択枝法、自由記述法等）
- (オ) 日記、作文等による方法（班ノート、個人生活記録ノート等）

ウ 児童生徒理解の留意点

- (ア) 先入観をもたず、児童生徒の立場になって考える。
- (イ) 児童生徒をかけがえのない存在として捉え、一人一人の人格を尊重する。
- (ウ) 児童生徒の心の動きを敏感に捉えるように心がける。また、言動の背景にある問題を早期に捉えるように努める。
- (エ) 授業中だけでなく、休み時間、給食時間、清掃時間等、観察の場をなるべく多くもち、

第7章 生徒指導

児童生徒を総合的・多面的に捉えるように努める。ある一つの行動や性格の一面だけを取り上げて、その児童生徒を評価しない。

- (わ) 児童生徒を、友人関係や集団との関わり合いの中で捉える。
- (か) 普段から一人一人の児童生徒の観察結果を教師間で共有できるようにしておく。また、学級担任は、養護教諭、各教科や部活動の担当教師等の意見や助言を積極的に求め、連携しながら指導に当たる。
- (き) 児童生徒理解の記録には、個人のプライバシーに関わる事柄も含まれる。近年、個人情報保護の重要性はますます高まっており、取得や保有、利用について十分留意し、個人情報を適切に保護する必要がある。(守秘義務・個人情報保護・著作権及び肖像権保護)
- (く) 発達障害のある児童生徒の理解に努め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援ができるよう配慮する。(個別の指導計画の作成)

(3) 学級担任の指導

基本的な生活習慣の育成を図るには、日々の教育活動の様々な機会を捉えて、根気強く指導しなければなりません。生徒指導は、全教師の共通理解と協力によって進められるべきものですが、実際の指導に当たっては、学級担任の果たす役割はとても重要です。

ア 学級活動・ホームルーム活動における指導

児童生徒が自発的、自治的に自分たちの生活上の諸問題を明らかにし、グループや学級全体での話し合いを通して、互いの思いや願い等を生かし合って粘り強く合意形成が図られるように指導することが大切です。自発的、自治的な実践活動は、学級・ホームルームや学校への所属感を抱かせるとともに、児童生徒一人一人をよりよく集団活動に適應させます。

イ 道徳の時間における指導

道徳の時間と生徒指導との間には、生徒指導は道徳の時間の指導効果を高めるのに役立ち、道徳の時間の指導は生徒指導に貢献するという相互補完関係があります。

学習指導要領では、道徳の時間に指導する内容として、望ましい生活習慣を身に付けるなど規律ある生活に関すること、他者に対する思いやりの心をもつこと、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重すること等が示されています。これらの指導は、そのまま生徒指導につながります。

(4) 体罰の禁止及び懲戒

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。

また、「愛のムチ」は、あやまった考え方です。それにより正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為等の連鎖を生む恐れがあります。

ア 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の様態等の

諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。その際、単に懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきです。

イ アにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴るなど）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど）に当たると判断された場合は、体罰に該当します。

*巻末資料5参照

2 実態に応じた対応と連携

(1) 問題行動の理解と対応

学校ではいろいろな問題行動に直面します。そうした問題行動の原因を捉え、適切に対処していくことが切に求められていますが、一方でそれらを未然に防ぐための対策を立てておくことも大切です。

ア 問題行動の未然防止

- (ア) 学級、部活動、通学班等の友人関係（孤立や仲間外れ等）に目配りする。
- (イ) 心身の不調を繰り返す児童生徒の精神的安定を図る。（気分転換を図ったり、休養させたりするとともに適切な保健指導を行う。）
- (ウ) やる気を育てる。（認めることにより、プラスの感情体験を積み重ね、得意な教科や趣味、スポーツ等を通じて自己実現ができるようにする。）
- (エ) 教師と児童生徒との間に、また児童生徒同士の間で互いに受け入れ認め合う人間関係を育成する。（*構成的グループ・エンカウンター等によって自己理解や他者理解を深め、学級での人間関係づくりに努める。）
- (オ) 日頃から児童生徒の家庭との連携を図り、保護者との信頼関係をつくる。

*構成的グループ・エンカウンター

「エンカウンター」とは、「出会う」という意味です。これは、グループ体験を通してながら他者に出会い、内なる自分に出会うものです。そして、人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力等が育成されます。つまり、集団のもつプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。

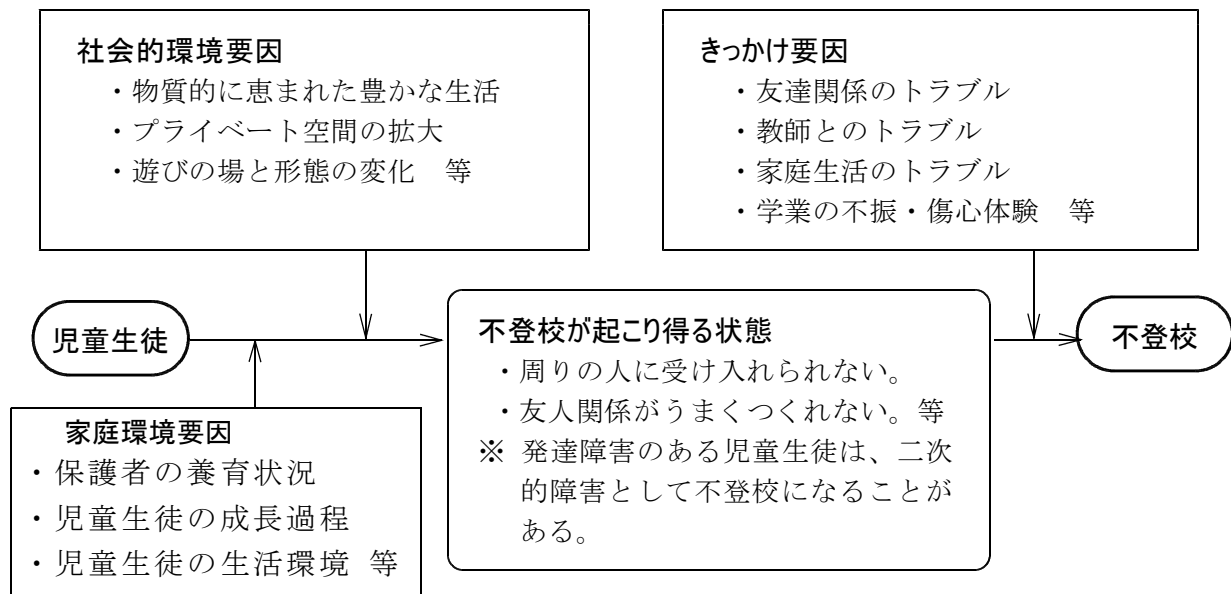
イ 不登校

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義されています。

不登校の解決に当たっては、「心の問題」としてのみ捉えるのではなく、広く「進路の問題」として捉えることが大切です。ここでいう「進路の問題」というのは、狭義の進路選択という意味ではなく、不登校の児童生徒が一人一人の個性を生かし、社会へと参加しつつ充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく活動への援助をいいます。つまり「進路の問題」とは、「社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援」と言い換えることもできます。

(ア) 不登校発生のプロセス

不登校の発生は一般に次のように考えられ、どの児童生徒にも起こる可能性があります。



不登校になる児童生徒には次のようなサインが見られることがあります。見逃さないようにしましょう。

<p>○家庭で示す不登校のサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校時になると元気がなくなる。 ・朝、機嫌が悪くなり怒っぽくなる。 ・朝、頭痛・腹痛・発熱等を訴える。 ・布団にもぐり、なかなか起床しない。 ・登校時の行動がスローペースになる。 ・母親等への甘えが強くなる。 ・学校への不平や不満をよく訴える。 等 	<p>○学校で示す不登校のサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席・遅刻・早退が目立つようになる。 (月3日以上の欠席者を月末に把握する。) (2日連続の欠席時は電話又は家庭訪問をする。) ・表情がさえないくなる。 ・保健室にいることが多くなる。 ・友達との関わりが少なくなる。 ・学習意欲が急に低下する。
---	---

(イ) 不登校児童生徒への対応

① 「社会的環境要因」への対応

- ・人との交流の機会が失われることのないように、地域での人間関係の回復を図ったり、児童生徒の社会的体験の場を増やしたり、児童生徒同士の遊びの場を確保したりする。
- ・親子関係等家庭生活の安定化を図るとともに、児童生徒のたくましさを育てるような関わり方を工夫する。

② 「きっかけ要因」の克服

- ・全ての児童生徒にとって居場所となる学級づくりを進める。
- ・教師と児童生徒の間に信頼関係を形成する。
- ・授業や部活動の在り方を改善する。
- ・やる気をなくすような叱責や心ない発言をしない。
- ・家庭に対して、温かい家庭や親子関係の重要性を啓発する。

(ウ) 不登校児童生徒への指導・支援

① 学校全体の指導体制の充実を図る。

まず、直接影響を与え得る教師一人一人が、児童生徒について共通理解した上で指導に当たる体制をつくるのが大切です。

校内で情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・支援に当たるための一つの方法として、不登校児童生徒について個別の指導記録を作成することが有効です。他方、学校に登校できない児童生徒が学校外の施設や専門機関に通っている場合や家庭から出られない場合も、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切です。その例として、電話や家庭訪問、手紙や電子メール等を通して児童生徒の状況や保護者が求める支援を把握することが考えられます。

② 児童生徒の状態を的確に判断し、適切な働きかけや関わりをもつ。

不登校には、心理的な問題だけでなく、いじめが原因になっているもの、虐待等の家庭の問題が背景にあるもの、発達障害等が原因になっているものなどがあります。ただ状況を見守り、様子をみるのではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見立て（アセスメント）を行った上で、適切な働きかけや関わりをもつことが必要です。その際、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し、主体的に歩み出せるための支援を行うという視点が大切です。

③ 保護者を支え、家庭や専門機関と連携を図る。

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者の気持ちを理解し、児童生徒のみならず家庭に対し適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待されます。担任や養護教諭が保護者の相談に応じたり、教育センターや適応指導教室、児童相談所等の専門機関を紹介したりするなどして、適切な対応を行うことが大切です。

④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

連携とは、学校だけでは対応しきれない児童生徒の問題行動に対して、関係者や関係機関と協力し合い、問題解決のために相互支援をすることです。学校で「できること」「できないこと」を見極め、専門家や専門機関等と連携して対応することが必要です。

スクールカウンセラーは、臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた心の専門家です。不登校の児童生徒に対して、スクールカウンセラーがカウンセリングを実施することにより、児童生徒の不安が減少し、登校できるようになることがあります。また、保護者もカウンセリングを受けることにより、児童生徒に対する理解と対応の仕方に気付くことがあります。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉等の専門的な知識や技能をもつ専門家です。児童生徒の不登校の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている環境の問題があるために、学校だけでは問題の解決が困難なケースもあります。そのような場合には、スクールソーシャルワーカーの支援を受け、積極的に関係機関と連携して対応することが求められます。

○不登校を生まない教師の姿勢

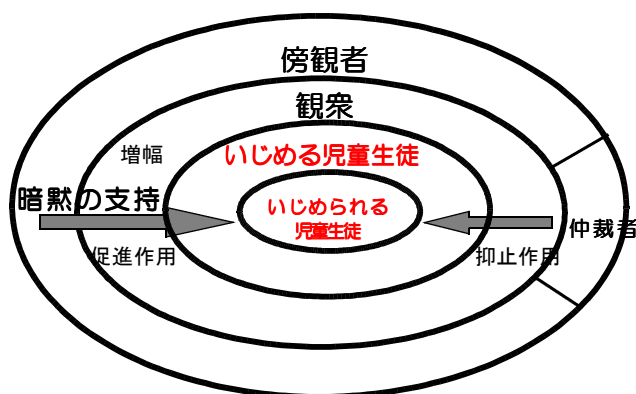
- ・聴く姿勢を大切にする。
- ・叱り方を工夫する。
- ・体罰は絶対に加えない。
- ・児童生徒を過度に責めない。
- ・自分の間違いは素直にわびる。
- ・時には失敗してもよいことを伝える。
- ・優しさを忘れない。
- ・機会を捉えて励ましたり、ほめたりする。
- ・児童生徒を傷つける軽率な言動をしない。
- ・児童生徒や家庭に責任を押し付けない。
- ・目立たない児童生徒への気配りをする。

ウ いじめ

(ア) いじめ集団の「4層構造モデル」

- いじめられる児童生徒
- いじめる児童生徒
- 観衆…いじめをはやしたてたり、おもしろがって見ていたりする児童生徒
- 傍観者…見て見ぬふりをしている児童生徒

いじめ集団の4層構造モデル



いじめ集団の構造図参考（『いじめ—教室の病い』金子書房 森田洋司・清水賢二著）

(イ) 学校の対応

日常生活の言葉や行動から、いじめられている児童生徒を早期に発見し、いじめ問題に立ち向かう必要があります。いじめを発見したら、学年主任や生徒指導主事、教務主任等に報告し、対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任等で構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担して迅速な対応を進めます。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携して対応します。

まず、いじめられた児童生徒のつらい気持ちを受け止め、「全力で守る」ことを伝えます。そして、速やかに保護者に報告します。その際、保護者の感情を十分に受け止めます。

いじめを行った児童生徒には、いじめは絶対に許されないという意識を徹底させる指導とともに、そのような行動に向かう原因や背景を探り、それを解消する指導をします。その際の留意点は、事実確認と指導を混同しないことです。また、直接いじめを行った児童生徒に対する指導だけでなく、「観衆」や「傍観者」の立場にある児童生徒に対しても、いじめられている児童生徒の気持ちを考えさせ、自らの態度を振り返らせる指導をしていくことが大切です。

(ウ) いじめの早期発見

「いじめは、どの子供にも起こりうる」という認識が必要です。そして、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧な児童生徒理解を心がけ、早期発見に努めなければなりません。そのためには、日常の観察であっても児童生徒

の表面的な行動のみを見るのではなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。また、アンケートや教育相談を通して児童生徒の声が担任に届くようにし、いつでも相談できる信頼関係を日常的に築いておく必要があります。その他、保護者や地域からの情報もいじめ早期発見の重要な手がかりとなります。

○いじめられているサインの例

- ・はっきりしない理由で欠席・遅刻・早退をする。
- ・表情がさえないくなる。いつもおどおどしている。
- ・いつもの友達と遊ばなくなり、休み時間等に一人であることが多くなる。
- ・給食を残すなど、食欲がなくなる。
- ・保健室にいたることが多くなる。
- ・教科書、ノート、机、いす等が汚されたり、落書きされたりする。
- ・授業中、教師の質問に答えるとき、ひやかされたり、極端に無視されたりする。
- ・クラスの役員等を突然やめたいと言いつ出す。
- ・教師に何かを相談したい素振りで、職員室前にいたることが多くなる。
- ・衣服に破れや汚れ、顔や手足にすり傷や打撲の跡が見られる。

○いじているサインの例

- ・日頃から怒りをこらえることができず、幼稚な行動をとることがある。
- ・周りの人に対して攻撃的な行動をとる。
- ・他人の感情に共感できない様子が見られる。
- ・友達に対して命令口調になっている。
- ・特定の人への失敗や規則違反等に強く反応する。
- ・特定の人をからかう。
- ・特定の人を集団から排除しようとする。
- ・何人かでこそこそ話し合い、教師の目を避けるような行動をとる。
- ・親が買い与えていない物を持っている。
- ・親が与えた以上のお金を持っている。

<参考になる資料>

- ・「いじめの防止と解消のために(教員向けリーフレット)」富山県教育委員会平成25年3月
- ・「いじめの防止と解消に向けて(保護者向けリーフレット)」富山県教育委員会平成26年3月

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する課題

未成年者の喫煙、飲酒は、「未成年者喫煙禁止法」及び「未成年者飲酒禁止法」によって禁止されている行為です。薬物乱用は年齢にかかわらず「覚せい剤取締法」等の様々な法律で禁止されている行為です。喫煙、飲酒、薬物乱用は、心身が発達途上にある児童生徒の健康にとって深刻な影響を及ぼすことが分かっています。青少年の薬物乱用は、近年低年齢化の傾向にあることから、喫煙、飲酒も含め、健康に関する現代的な課題と受け止めてしっかりとした対応が求められます。

(ア) 学校の対応

学校においては、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の行為を未然に防止することが第一です。自分には関係ないと思っている児童生徒に、言葉巧みに誘いをかけてくるケースが多いので、薬物がもたらす恐ろしい害に関する正しい知識を身に付け、自分を守ることを教えていかなければなりません。

なお、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に関する内容は、小・中・高等学校の学習指導要領の保健（保健体育）において、それぞれの発達の段階に応じて位置付けられています。

(イ) 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する生徒指導

喫煙、飲酒、薬物乱用の問題を抱える児童生徒に対する生徒指導については、早期発見、早期対応のための指導を充実させることが大切です。万が一、児童生徒が薬物に手を出してしまったときは、話をじっくり聴き、一緒に考えることで、親身になって心配してくれる人がそばにいることを実感させることが何より大切です。また、保護者及び関係専門機関と密接な連携を図り、指導に当たることが重要です。

薬物乱用の問題については、犯罪組織等による薬物の供給が背後にあることが多いので、学校でこのような問題が起きた場合には教師単独で解決することは極めて困難です。児童生徒の薬物所持が判明した場合には、所持そのものが法的に禁止されているため、学校で保管できないことにも留意する必要があります。また、薬物依存の疑いのある児童生徒については、精神保健福祉センター等の医療機関や警察に速やかに相談するなど、的確な連携が必要になります。

オ 性に関する課題

近年、児童生徒を取り巻く性に関する環境の変化は、児童生徒の性意識や規範に様々な影響を与えています。好奇心から不健全な性行為に走ったり、出会い系サイト等を使用した性非行が大きな社会問題となったりしています。また、性的虐待や性的被害を受ける場合もあります。このようなことに巻き込まれないように、性に対するしっかりとした知識と態度をもつよう指導する必要があります。

(ア) 学校の対応

問題の対応に当たっては、教職員間で情報を共有し、役割を分担して組織的に対応することが重要です。また、性に関する問題行動や性的被害は、学校管理下だけで起こるものではないことから、校内及び校外の関係機関との連携が重要です。また、性的虐待や性的被害等は発見しにくいものですが、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察等から、養護教諭によって発見されることがあります。日頃から、養護教諭と他の教職員が情報の共有を図っていくことも大切です。

(イ) 性非行や性的被害に関する生徒指導

問題や心配事を抱えた児童生徒の多くは、表情や態度等に何らかのサインを発しており、教員は気付きの感度を高める努力が求められます。そして、心からその児童生徒のことを思って、本人を責めるのではなくそうせざるを得なかった気持ちをしっかりと受け止めた上で、やめさせる指導をします。自分自身を大切にすることや、性に関する正しい知識・情報を教えることも必要です。家庭に対しては、本人の立ち直りに向けて課題を共有しながら真剣な取組を求め、指導していきます。

カ インターネット・携帯電話に関する課題

インターネット・携帯電話の普及に伴い、それらの使い過ぎによって児童生徒の生活習慣が崩れたり、望ましくない使い方が深刻なトラブルを引き起こしたりしています。また、インターネット上の学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）や掲示板、プロフ（プロフィール公開サイト）、SNS等を利用し、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして特定の児童生徒に対する誹謗・中傷を不

特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、ネット上のいじめが深刻化しています。そのような中で、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けることが重要です。また、利用時の危険回避情報等の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。

(ア) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した場合には、家庭と連携して被害児童生徒へのきめ細かなケアを行うとともに、校内及び校外の関係機関と連携し、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請をするなど、迅速で適切な対応に努めることが重要です。加害児童生徒が判明したときには、たとえ安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気付かせます。また、日頃から児童生徒に対して「情報モラル」に関する教育を行ったり、携帯電話に関するルールを決めてそれを徹底したり、定期的にネット上の掲示板を閲覧したりするなどして、未然防止に努めることも大切です。

(イ) 出会い系サイト等への対応

近年、出会い系サイトに関係した児童生徒の被害が増加しています。そのため、「出会い系サイト規制法」では、出会い系サイト事業者や利用者に対する規制を行っています。これに限らず、アダルトサイト、違法薬物販売サイト、自殺方法に関するサイト等、ネット上の違法・有害情報全般から児童生徒を遠ざけるための法律が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」です。この法律では、携帯電話事業者、接続プロバイダ、パソコンメーカーに対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課しています。

また、保護者に対し、家庭内で児童生徒も使用するパソコンについて、フィルタリングの利用を呼びかけることが重要です。「プロフ」等への書き込みやメール、SNS等によって、児童生徒が無分別に個人情報を公表することの危険性にも十分に注意を促しましょう。

<参考になるWebサイト>

- ・ 「ネット・ケータイトラブル 学校での対応事例」 富山県教育委員会
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3002/kj00007537.html
- ・ 富山ネットトラブル情報サイト「ネットあんしん富山」 富山県教育委員会
<http://www.tym.ed.jp/mobile>

(2) 問題行動への対応と連携

ア 一人一人に応じた教育相談

児童生徒の問題行動が深刻な状態にならないためには、問題の早期発見、早期対応が必要です。そのためには、一人一人に応じた教育相談を進めていくことが望まれます。教育相談を行うことによって、情報収集だけでなく、児童生徒との人間的な触れ合いを深めることができます。悩みの軽減や解消を図ったり、自分の抱えている問題に早く気付くように支援したりして、よりよく生きようとする意欲を高めることもできます。

まず、いかにして児童生徒との信頼関係をつくるかがポイントです。面接場面では、どんな話にもじっくり耳を傾け、慌てず、根気よく聴くことが必要です。「なるほど、それもそうだね。」などと相づちを打ちながら、和やかに相談を進めていき、児童生徒が相談に来てよかったと感じられるような対応に努めます。教師の不用意な一言が、児童生徒の

第7章 生徒指導

自主性や意欲を減退させたり、ようやく築かれた信頼感を一瞬にして失わせたりすることがあるので、十分に言葉を吟味して対応することが大切です。面接の中で気付いたことはその場では記録せず、後で記録し資料とします。

イ 学校における連携

学級の問題や児童生徒の問題行動は担任だけの対応にとどめず、学年主任や生徒指導主事等に知らせ、情報や助言を得ることができるようにします。一人で抱え込んではいけません。問題によっては、生徒指導委員会等で検討し、組織的に問題の解決を図るようにします。また、他の学級の問題であっても、自分の問題として指導に積極的に協力します。全教師の協力の下に問題に対応することが大切なのです。

ウ 保護者との連携

保護者とは信頼関係をつくり、一致した方針で指導を進める必要があります。学業成績や問題行動についての話し合いにとどまることなく、普段から児童生徒のよい点や努力している点について話すなど、和やかな接し方で信頼関係をつくります。学校や学年の重点指導事項・方針等については、家庭にその理解を求め、両者一体となって指導を進めます。そのために、懇談会、PTA通信、学年・学級だより等を通して、情報交換を積極的に行うことが必要です。

エ 関係機関との連携（巻末資料6参照）

指導・援助をより効果的に進めるためには、関係機関との連携が必要な場合もあります。関係機関とは、関係教育委員会や、教育センター、教育事務所、児童相談所、警察等の相談機関です。

しかし、保護者との信頼関係が確立していないのに関係機関への相談を勧めると、保護者は「担任から見捨てられた」と受け取り、不安が大きくなることがあります。まずは、今、児童生徒にどのような援助が必要かを保護者とよく話し合い、より専門的な関わりが必要という考えで一致した場合に、適切な機関を紹介するようにします。その際、「学校はこれからもずっと支援を続けていきますよ。」と、保護者を支えていく姿勢を伝えることが重要です。